

2023 July

7

No.881

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>



佐賀県社会保険協会

検索



■一面の蓮（白石町）

写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- ・「賞与支払届」の提出をお忘れなく!! 2
- ・令和5年度の国民年金保険料免除申請の受付開始 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「がばい健康企業宣言」を始めましょう! 4
- ・がばい健康企業宣言エントリーシート 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・国民年金基金について 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・宿泊施設優待のご案内 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。
- ◆賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要です。
- ◆保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「算定基礎届」の提出はお済みですか?

- ◆「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬を届出いただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額を届出いただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額を届出いただくことになります。)
- ◆「算定基礎届」の提出がありませんと、正しい保険料の算定ができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆令和5年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(令和5年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に印字されていない方は手書きによるお届けが必要となります。)

お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0955-72-5161 |
| ●武雄年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0954-23-0121 |

令和5年度の国民年金保険料免除申請の受付開始 (令和5年7月～令和6年6月分)

マイナポータルを利用した電子申請ができます

全額免除制度

【保険料の全額(16,520円)が免除されます】

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納しなければ、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下のように少なくなります。

全額免除

$$\text{年金額} \frac{4}{8} (\text{平成21年3月分までは} \frac{2}{6})$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≥

本人、配偶者、
世帯主の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

納付猶予制度

【保険料の全額(16,520円)が納付猶予されます】

納付猶予

年金額には反映しませんが、未納期間ではありませんので、老齢年金の受給資格期間として計算されます。また、死亡・障害といった不測の事態が起きた時も受給資格期間に含まれます。

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≥

本人、配偶者の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

- 失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 上記のほか、障害基礎年金を受け取っているときや生活保護の生活扶助を受け取っているときに、お住まいの市町村の国民年金担当窓口へ届け出ること、保険料全額の納付が免除される「法定免除制度」があります。

一部免除(一部納付)制度

【保険料の一部が免除されます】

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた期間がある場合は、追納しなければ、以下のように将来の年金額は少なくなります。

4分の3免除(納付額4,130円)

$$\text{年金額} \frac{5}{8} (\text{平成21年3月分までは} \frac{3}{6})$$

半額免除(納付額8,260円)

$$\text{年金額} \frac{6}{8} (\text{平成21年3月分までは} \frac{4}{6})$$

4分の1免除(納付額12,390円)

$$\text{年金額} \frac{7}{8} (\text{平成21年3月分までは} \frac{5}{6})$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

4分の3免除

88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除

128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除

168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

○一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障害や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険料の追納

保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除の承認を受けた期間について、10年以内であれば、追納(あとから納める)することができます。

○保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年7月分保険料の納付期限は令和5年8月31日(木)です。

佐賀県内の700社以上が宣言中!

「がばい健康企業宣言」を始めましょう!



少子高齢化による働き手不足が進む中、健康経営®に取り組む企業が増えています。協会けんぽ佐賀支部では、「がばい健康企業宣言」という名称で、健康経営に取り組む企業をサポートしています!

「健康経営」とは?

従業員の健康管理を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで会社の生産性向上を目指す経営手法のこと。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営に期待される4つの効果

医療費の削減



従業員の生活習慣病の発症や重症化を予防

医療費の削減

離職率の低下



労働環境の改善
働きやすい職場

離職率の低下

従業員の業績向上



従業員の本来のパフォーマンスが発揮

モチベーション・業績の向上

企業のブランド価値の向上



従業員の健康に配慮している企業としてアピールすることで、労働市場で優位



まずは健康宣言から!

5ページのエントリーシートを協会けんぽ佐賀支部にご提出ください。

佐賀支部が実施する「がばい健康企業宣言」について2023年度の優良企業認定を行いました。

366社が認定され、優れた健康経営®を実践する企業が増加しています。優良認定を受けられた企業様につきましては、協会けんぽ佐賀支部のホームページに掲載いたしますので、ぜひご覧ください。

(8月上旬公開予定)



(優良企業認定ロゴマーク)



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)



協会けんぽ 佐賀支部 行

FAX:0952-27-0617



がばい健康企業宣言 エントリーシート

(社)

わが社は、全従業員が健康で生き生きと働ける会社を目指し、
以下の内容を宣言します

1. 法令に従い、従業員の健診受診率を**100%**とします
2. 特定保健指導の実施率を**50%**以上とします
3. 協会けんぽと連携し、健康課題の改善に取り組みます



事業所住所

事業所名称

事業主名

■ 協会けんぽ佐賀支部との窓口になっていただける方をご記入ください。(健康保険委員の登録を含む)

健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)	
所属部署名		担当者名	
電話番号	—	—	
メールアドレス	@		
エントリーの動機 (該当するものに✓)	☐ 協会職員からの紹介 ☒ 協会けんぽの広報(HP・広報誌・DMなど) ☐ 入札の加点項目 ☐ その他(理由: _____)		

■ 佐賀支部ホームページに事業所名の掲載をご希望されない場合はチェックしてください。

☐

■ 月に一度のメールマガジンの配信をご希望されない場合はチェックしてください。

☐

登録
無料

メールマガジンについて

毎月1回25日頃に、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。

※保険料率の変更などは臨時号として、いち早く配信！
事業主や健康保険事務のご担当者の
皆さまはもちろん、加入者の皆さまにも
おすすめです！

利用規約はこちら



配信内容

- ① 制度改正、保険料率の変更
- ② 知ってトクする医療保険情報の紹介
- ③ 保健師等による健康コラム

◆お手数ですが本申込書をコピーしてお使いください。



令和5年度 社会保険事務講習会のご案内

『健康保険給付に関する講習会』

協会けんぽに関する各種給付制度について学びます。

地 区	日 時	会 場	講 師
佐 賀 会場	令和5年 7月 7日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	大木 傑 社会保険労務士
鳥 栖 会場	令和5年 7月11日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	池田 信宏 社会保険労務士
唐 津 会場	令和5年 7月12日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二太子3-155-4)	城 志保 社会保険労務士
武 雄 会場	令和5年 7月13日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	中村 好江 特定社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

参 加 費 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 **FAX、郵送**または**ホームページ**よりお申込み下さい。 佐賀県社会保険協会 検索

お申込み
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『健康保険給付に関する講習会』 (佐賀 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 武雄) 会場 令和 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



全国国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつくれます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

35歳(誕生日)に加入の男性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 17,410円	65歳～80歳 月額 3万円	80歳～終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

35歳(誕生日)に加入の女性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 19,520円	65歳～80歳 月額 3万円	80歳～終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

45歳(誕生日)に加入の男性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 21,520円	65歳～80歳 月額 2万円	80歳～終身 月額 1万5,000円

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

45歳(誕生日)に加入の女性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 24,370円	65歳～80歳 月額 2万円	80歳～終身 月額 1万5,000円

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ！

フリーダイヤル ロゴ ヨイクニ
0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

www.zenoku-kikin.or.jp/

全国国民年金基金

検索



令和5年8月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものを

ご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

宿泊施設優待のご案内

詳細はホームページに掲載しています。

<https://www.syahokyo-saga.or.jp>

SEMPOS 一般財団法人 船員保険会	高輪・品川 プリンスホテルグループ	湯快リゾート	K&H クア・アンド ホテルグループ	亀の井 ホテルグループ	ホテル 法華クラブグループ	プリンスホテル 優待プラン	HMI ホテルグループ
------------------------	----------------------	--------	--------------------------	----------------	------------------	------------------	----------------

全国の社会保険協会の事業として、会員事業所の従業員の方とご家族の健康保持増進に資するため、下記施設グループと優待利用契約を結んでおり、「施設利用会員証」を発行しています。従業員の皆様の宿泊休養等に、ぜひご利用ください。



対象施設	優待内容
高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)	コーポレート料金(正規料金の最大70%引き)で利用可
プリンスホテル優待プラン(全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等)	専用Webサイトに優待プランを掲載
ホテル法華クラブグループ(18施設)	優待料金(正規料金の約10%引き)で利用可
湯快リゾート(30施設)	1人あたり宿泊料金から一律500円引き
亀の井ホテルグループ(29施設)	一泊につき500円引き
HMIホテルグループ(42施設)	一般プラン料金の3～15%引き
船員保険会(3施設)	一般料金から一泊につき通常1,000円引、土曜日・祝前日は500円引き
クア・アンドホテルグループ(4施設)	直接施設にお問い合わせください

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

FAX・郵送による
お申込みは
こちらから

施設利用会員証発行申込書

整理番号	
事業所名	
所在地	〒 事業所電話番号 () -
担当者名	
希望枚数	(5枚以内) 枚

※社会保険協会HPからも申し込みできます。

※申込書にご記入いただきました情報、この事業以外の目的には使用いたしません。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377 URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

〈記事提供〉日本年金機構年金事務所・全国健康保険協会 佐賀支部